



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト

2012年1月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別なご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

本年も、より一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

昨年1月27日に開業いたしまして、今月で1周年になります。長かったような、あっという間だったような、そんな行政書士としての1年間でした。お陰様で様々な業務へのチャレンジができました。

毎年が真剣勝負ですが、今年は三段跳びでいえばホップの次、ステップの年にしなければなりません。皆様のご期待にそえるように、親身の相談、戦略的なご提案を実践したいと思っております。よろしく願いいたします。 敬具

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 原発事故被害者支援・損害賠償算定書類作成の実践研修会に参加いたしました

さる12月6日、千代田区の東京都中小企業振興公社秋葉原庁舎にて、行政書士業務支援協会の主催で開催された原発事故被害者支援・損害賠償算定書類作成(実践型)研修会に参加いたしました。東京都行政書士会の赤地祐一会員、田島雄一郎会員を講師に、損害賠償のスキーム、請求の概要及び東京電力の示す補償金請求書類の作成方法について実践的に研修を行いました。東電の書式は一般の方が記載するには面倒であり、行政書士としてできるかぎり助力すべきではないかと考えております。詳細は【業務インフォメーション】にてご紹介しております。

(2) NPO 千葉県成年後見支援センターに入会いたしました

成年後見支援に理解を示す千葉県内の行政書士で組織する、NPO 千葉県成年後見支援センターに12月2日入会いたしました。当会の趣旨及び成年後見の重要性を理解し、今後の社会的需要の高まりを鑑みて入会することを決めました。

さっそく、15日午後、千葉県教育会館でセンターの研修を受講しました。最初に千葉家裁の白井書記官による「成年後見制度の概要とその運用上の問題点」についての講演を、次に会員によるケーススタディ、支援信託制度の導入についての経過報告を聞き、成年後見に関する最新の情報を入手して参りました。

翌16日午後1時から、市川公民館において同NPO市川支部主催で開催しました「成年後見に関する相談会」に参加し、2名の相談者の方の話をお聞きし、アドバイスを行いました。この相談会は、2ヶ月に一度市川公民館で行われており、次回は2月に開催されます。今後もNPOの活動に参加し、後見人受任に向けて研鑽を積みたいと思っております。

(3) 市川のおさかな でっけえ！ちゃっけえ！漁ぎよまつりに参加いたしました

さる11月26日午前11時から京葉ガス市川ショールーム(南八幡)で開催された「市川のおさかな でっけえ！ちゃっけえ！漁ぎよまつり」に市川商工会議所青年部の一員として参加しました。このお祭りは商工会議所の市川市地域ブランド活性化事業の1つとして新たに「市川のおさかな」を広めるとともに、南八幡の商店街を活性化させていこうというもの。私の所属する部会は当日市川漁港に水揚げされた魚を水槽に展示するミニ水族館を運営し、子供から大人まで沢山の方に楽しんでいただきました。ハゼ、セイゴ、スズキ、ホンビノスガイなど多種の魚が水揚げされています。植物油の回収とあわせた市



川の魚配布も行われ、料理ショーや商店街で市川の魚を使った限定メニューが販売されるなど盛り上りを見せました。

3 業務インフォメーション

1 身近な原発事故被害者の方の損害賠償請求算定書類の作成をお手伝いします

2011.3.11の東日本大震災。お亡くなりになられた方、被災された方には謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。原子力事故による緊急措置法に基づき、福島県等の方に損害の仮払いがすでになされています。しかし、この損害賠償請求ができるのは、避難区域内居住・通勤・隣接地居住者、区域内農業者、出荷制限者、風評被害者、福島県等の観光業者だけでなく、その他の観光業者、他都道府県の事業者まで幅広く、現実に支払ったものだけでなく休業損害、逸失利益、慰謝料まで請求が行えると考えられます。

仮払いがなされた方もまだの方も、東電書式・基準による請求を行うことができ、これが認められれば、個別請求や裁判を行わずとも補償されることとなります。

東電書式は記入が複雑で面倒なため、ご要望がございましたら行政書士として補償金請求書の記載のお手伝いをいたします。福島県外への避難者も全国に6万人余りおります。身近に避難区域から避難された方がいらっしゃる方、一度請求書を出されたかどうかお聞きしてみてください。東北育ちの私がお手伝いをいたします。

2 済んでいない相続の手続きはございませんか

土地や家屋の不動産について相続手続きを放置していませんか。手続きが面倒で名義を変えずにも、今のところ問題はないからというので、つい先送りにしがちです。しかしいつかはやらなくては、将来のご子息たちが苦勞することになります。そうった相続に関するご相談、お待ちしております。他の士業と連携して、丁寧に問題解決にあたります。

3 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

4 リラクゼーションで日頃の疲れを癒しませんか 恵比寿 SLOW LiFe

当事務所が法務書類の作成を行っております「恵比寿隠れ家サロン SLOW LiFe」をご紹介します。当サロン代表の彩野絵美莉さんは、一昨年渋谷区恵比寿で開業し、昨年9月に新サロンをオープン致しました。恵比寿駅または広尾駅から徒歩10分、ゆったりとくつろげるスペースがあり、まさに都会の中の隠れ家。



「仕事が忙しく疲れが溜まってい方に、リラックスをして体の疲れをとっていただく」オールハンドリンパマッサージと「痩せたい、筋肉を引き締めたい方に向けての」超音波と暖めを加えたリンパマッサージを主な業務として行なっています。女性だけでなく男性のお客様にもお勧めしています。「遠くは千葉埼玉からのお客様もいらっやって、開業1年を過ぎ SLOW LiFe でなくてはダメだというお客様が増えてきています」と彩野さん。元気いっぱいのお話と彩野さんとお話をしながら、日頃の疲れを癒しに行ってみてはいかがでしょうか？ 本通信の読者の方に初回キャンペーンのチケットを先着1名様にプレゼントします。「60分施術2回分が通常27,400円が8,800円に」。ご希望の方は当事務所（星川）までメール(hoshikawa@gyosei.or.jp)でご連絡ください。



【肩こり・腰痛・むくみ解消 恵比寿隠れ家リンパマッサージサロン SLOW LiFe】

東京都渋谷区恵比寿 2-27-23La' casa 恵比寿 210 info@slowlifosalon.com TEL 03-5843-7572 OPEN11:00 CLOSE24:00 定休：水・日



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239

行政書士リバースター法務事務所 平成23年12月26日 第4号 hoshikawa@gyosei.or.jp